

男女均等を募集・採用について

担当：雇用均等室

男女雇用機会均等法は、労働者の募集・採用における性別による差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。男女で異なる取扱いをすることは、原則として禁止されています。

また、性別以外の事由を要件とするものについても、合理的な理由がない場合には、間接差別として禁止される場合があります。

男女雇用機会均等法第5条「募集及び採用に係る性別を理由とする差別の禁止」

指針 募集・採用に係る性別による差別の具体的な内容

募集又は採用に当たって、その対象から男女のいずれかを排除すること。

募集又は採用に当たっての条件を男女で異なるものとする

採用選考において、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。

募集又は採用に当たって男女のいずれかを優先すること。

求人の内容の説明等募集又は採用に係る情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

違 法

男女雇用機会均等法第7条「間接差別の禁止」

指針 募集・採用に係る間接差別の具体的な内容

労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること。

コース別雇用管理における総合職の労働者の募集又は採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

違 法（合理的な理由がない場合）

男女雇用機会均等法の詳細を掲載したパンフレットは厚生労働省のホームページをご覧ください。

[厚生労働省ホームページリンク](#)